

## 信州型自然保育認定制度 実施要綱 軽微な変更について

「信州型自然保育認定制度 実施要綱」(以下「実施要綱」という)の第 11 でいう軽微な変更とは、以下に掲げるもの以外の事項に関する変更をいう。

- ・ 団体名 ※1
- ・ 団体所在地 ※1
- ・ 団体代表者氏名 ※1
- ・ 運営法人名称 ※1
- ・ 法人代表者氏名 ※2
- ・ 法人登記年月日
- ・ 電話番号
- ・ WEB サイト URL
- ・ E メールアドレス
- ・ 保育等責任者氏名 ※1
- ・ 基本開所日数 ※1
- ・ 基本開所曜日 ※1
- ・ 基本開所時間 ※1
- ・ 1 か月の基本料金 ※1
- ・ 基本料金以外の主な保護者負担費 ※1

### ※1

これらの事項に関する変更が、実施要綱第 16 で定める活動報告書(様式 7)の提出日からさかのぼって 3 か月以内に発生したものである場合に限り、活動報告書(様式 7)に変更後の内容を記載することをもって、実施要綱第 11 で定める変更届(様式 5)に代えることができるものとする。

### ※2

法人代表者が市町村長である認定団体にあつては、市町村長が代わることによって法人代表者氏名が変更される場合は、変更届(様式 5)の提出は省略できるものとする。